

2023 年度 卒業論文

美の実践における女性の主体性をめぐるフェミニズムの議論

－英語圏と日本のフェミニストの文献レビューから－

慶應義塾大学 総合政策学部 総合政策学科 4 年

学籍番号 72006094

中村彩夏

## 要旨

本稿では、「フェミニズムは美の実践における女性の主体性についてどのように論じてきたか」に着目し、文献レビューを行う。対象は学術雑誌に掲載された論文および書籍とし、選定された既存研究を①美の実践は選択や主体性の表現になりうるという立場、②美の実践を選択や主体性の表現とみなすことに批判的な立場、③主体性か構造かという二項対立的な見方を批判する立場、という3つの類型に分けて整理する。

第2章では、フェミニズムにおける美の実践を巡る議論の変遷を整理した。その結果、フェミニズムは美の実践や外見に関する問題を政治的な事柄として見なす所から始まり、「抑圧」や「規律実践」、「女性解放のための文化実践」など美に対する様々な捉え方が誕生したこと、そして美に賛成か反対かのあいだを行き来していることが明らかになった。

第3章では、本稿の主題である「美の実践における女性の主体性」をめぐって、美を論じるフェミニズムがどのような議論を繰り広げてきたのかを前述の3つの類型に分けて整理した。結果として、女性の選択や主体性を認める立場は、「美のシステム」に関して過度に社会決定論的な論調を批判しており、美の実践は「美のシステム」に一義的に規定されるわけではなく、女性を「行為主体」として見なすべきだと指摘していることがわかった。また、そうした見方に反対する立場は、女性たちを特定の美の基準に従わせている社会的・文化的な統制に焦点を置いていることや、選択や主体性の強調が美の問題の脱政治化を招くと批判していることが明らかになった。そして、主体性か構造かという二項対立的な見方を批判する立場は、両者を調停可能な差異と見なしていることや、美の実践が「美のシステム」に一義的に決定されないことの論拠を「美のシステム」に対する主体性の優位性に求めるのではなく、特定かつ個別の状況や行為に即して検討しなければならないと提起していることなどがわかった。

第4章では、主体性をめぐる議論の内容をまとめ今後の課題を提起した。

<キーワード：フェミニズム、美の実践、外見、主体性>

## 目次

要旨.....	2
第1章 序論.....	4
1-1.主題.....	4
1-2.研究背景.....	4
1-3.対象と方法論.....	4
1-4.先行研究の検討.....	5
第2章から第3章 本論.....	6
第2章 美の実践を巡るフェミニズムの議論の変遷.....	6
第3章 美の実践における女性の主体性を巡るフェミニズムの議論.....	8
3-1. 美の実践は選択や主体性の表現になりうるという立場.....	8
3-2. 美の実践を選択や主体性の表現とみなすことに批判的な立場.....	8
3-3. 主体性か構造かという二項対立的な見方を批判する立場.....	10
第4章 結論.....	12
謝辞.....	13
参考文献.....	14

## 第1章 序論

### 1-1. 主題

本研究では「フェミニズムは美の実践における女性の主体性についてどのように論じてきたか」に着目し、レビュー論文を執筆する。

### 1-2. 研究背景

私はフェミニズムを知る前から、可愛らしい雰囲気ワンピースやスカート、ハイヒールといったいわゆる「女性らしい」服装や化粧を好んでいた。しかし、フェミニズムに興味を持ち学んでいくうちに、ある著名なフェミニストの服装に関する議論<sup>1</sup>を知り、「フェミニズムに賛同することと、『女性らしい』服装をしたり化粧や脱毛などの美容行為をしたりすることは両立しうるのか」という疑問を持つようになった。「女性性」の強調が、既存の性別役割や家父長制社会の強化に繋がるのではないかと懸念したのである。一方、フェミニズムへの共感と、女性らしい装いや美容行為を好むことは果たして矛盾するのかという思いもあり、女性の自由や解放を目指してきたフェミニズムでは、美における女性の主体性についてどのような議論が繰り広げられてきたのかを明らかにしたいと考えようになった。

そこで、本稿では「フェミニズムにおいて、美の実践における女性の主体性はどのように論じられてきたか」をテーマにレビュー論文を執筆する。

### 1-3. 対象と方法論

本研究は文献研究であり、対象は学術雑誌に掲載された論文および書籍とする。そして、「フェミニズム」「美」「外見」「feminism」「beauty」「appearance」をキーワードにオンラインデータベース Google Scholar にて検索を行い、本研究の目的と一致し入手が可能であった論文1篇および書籍2冊を選定した。さらに選定された論文および書籍の参考文献から、フェミニズムにおいて美に関する議論が行われている論文5篇および書籍1冊を対象に加えた。

その上で、選定された既存研究を①美の実践は選択や主体性の表現になりうるという立場、②美の実践を選択や主体性の表現とみなすことに批判的な立場、③主体性が構造かという二項対立的な見方を批判する立場という3つの類型に分けて整理した。

---

<sup>1</sup> 2017年、フェミニストを公言している英俳優エマ・ワトソンが露出度の高い服装で雑誌の誌面に登場した際「あなたはフェミニストではない」等の批判を受け、フェミニズムの解釈を巡って論争が起きた。

参考：ELLE, 2017, “エマ・ワトソン騒動が教えてくれた「ファッションはフェミニズム」”, ELLE, (2023年12月15日取得, <https://www.elle.com/jp/culture/a235413/cfe-fashion-is-feminism-to-emma-watson-haters170308/>) .

#### 1-4.先行研究の検討

西倉実季はフェミニズムにおける女性たちの美に関する議論を整理した上で、その成果と問題点を検討しているが、扱われた議論は主に 1990 年代のものである（西倉 2005）。また、シーラ・ジェフリーズは美を「主体性か従属か」という観点から、議論の変遷やラディカル・フェミニズムとリベラル・フェミニズムの対立を整理しているが、ラディカル・フェミニズムによる一方的な立場からの批評が多い（Jeffreys 2015=2022）。

本稿は、女性の「選択」や「主体性」という概念に焦点を当てて、2005 年以降の文献も含めながら美の実践に関する議論を整理したものである。また、美の実践は主体性や選択の表現か否かという捉え方に加え、そうした二項対立的な見方を批判する捉え方を含めて 3 つの類型から整理したことが、美を論じるフェミニズム研究に対する新たな貢献になると考える。

## 第2章から第3章 本論

### 第2章 美の実践を巡るフェミニズムの議論の変遷

フェミニズムで女性の美の実践や美の規範について議論されるようになったのは、1960年代の第二派フェミニズムにおいて、「個人的なことは政治的なこと」というスローガンのもと、女性の身体を含む私的領域に焦点が当たったことがきっかけである。そして80年代後半にかけて、女性の身体は、家父長制を基盤に、男性権力が作り上げた美の基準によって操作・抑圧されてきたとして批判され、美は男性支配による抑圧として見なされた（海老2022）。

西倉実季は、美の実践を抑圧という観点から議論した人物としてウェンディ・チャプキスやナオミ・ウルフを挙げている（西倉 2005）。チャプキスは、外見を個人的な事柄ではなく政治的な現象として分析し、女性は、男性による外見へのからかいや抑圧に対して、脱毛などの「個人的な解決法」を取るだけでは不十分だと指摘した。そして、抑圧に抵抗するにはそうした経験を女性たちで共有することで、外見を個人的なことではなく政治的な関心事に変える必要があると唱えた（Chapkis 1986）。また、ウルフは、美が女性にとってあまりにも重視されていることを批判し、拒食症や美容整形の増加の背景には「美の神話」、すなわち「美しくなければならない」という、男性の制度や制度化された権力に関係した呪いがあると指摘した（Wolf 1991=1994）。

チャプキスもウルフも、女性たちが男性権力が設定した美の規範を強制され内面化していることを問題としているため、美の規範の拒絶が抑圧からの解放の出発点になる。ただし、どちらも「美」そのものを否定しているわけではなく、「規範的な『女性美』からの自由と、女性自身による新たな『美』の創造」（西倉 2005:63）、つまり男性権力が設定した美の基準とは異なる美しさのイメージを持つべきだと考えている。ウルフは、「まず『美』を解釈し直すことから始めよう。美とは非競争的、非序列的、非暴力的である」（Wolf 1991=1994:355）と指摘し、男性権力による「美」が女性同士を競合させていると批判している。

しかし90年代になると、女性の美意識は、男性権力による抑圧ではなく、「女性自身の日常的な言説実践によって身体に作用する、女性と美意識規範の双方向の共謀関係」（海老2022）をなしているという見方が生まれる。つまり、美の実践は「女性らしい」身体を生み出す権力作用であり、女性の身体に対する規律は押し付けられる側面と、女性自身が自立的に求める側面という二重性があるのだ（Bartky 1990）。

西倉は、女性の身体は美の実践を通じて規律化されると捉え「規律実践としての美」という立場から議論した人物として、サンドラ・バートキーとスーザン・ボルドーを挙げている（西倉 2005）。バートキーは、ダイエットや化粧などの美に関する言説実践が女性を従属化させると同時に、女性に確固たるアイデンティティをもたらすという過程を捉える必要があると指摘した（Bartky 1990）。また、ボルドーはアメリカの女性誌や広告において支配

的な言説が均一的<sup>2</sup>であり、女性たちはこの均一化された美の基準をもとに顔や身体を評価・修正していることを指摘し、それこそがまさに規律実践であるとした (Bordo 1993)。このように女性の身体が美の実践を通じて規律化されると見なす立場は、女性を単なる抑圧の犠牲者ではなく、「美容産業を利用し、美の実践に参入することで、システムの存続に寄与する加担者」(西倉 2005) として考えるのだ。

この流れと並行して、90年代初頭から女性の美を力であると捉える第三派フェミニズムが台頭した。田中によると、第三波フェミニズムを通じて、「女らしさ」はフェミニズムのイデオロギーと対立するものではなく、女性を解放するための文化実践として両立可能なものとして再検討されるべきだという視点が確立されてきたという (田中 2012)。第三波フェミニズムでは女らしさを肯定的に捉え、多様な女らしさのあり方を実現しようとする動きが積極的になったのだ (高橋 2020)。その結果フェミニズムは美に賛成か反対かのあいだを行き来しており、「美容整形に賛成か反対か」「『美の神話』と『美のパワー』はどちらが正しいのか」などといった美を巡る論争が続いている。

---

<sup>2</sup> ボルドーはアメリカにおける支配的な言説の例として、白人美の理想化や肥満に対する批判などを挙げている (Bordo 1993)。

## 第3章 美の実践における女性の主体性を巡るフェミニズムの議論

### 3-1. 美の実践は選択や主体性の表現になりうるという立場

キャシー・デイヴィスは、ボルドーに代表される「規律実践としての美」を批判する形で、美の実践における女性の選択や「エイジェンシー」、すなわち主体性について論じている。デイヴィスとボルドーの美に関する論争を整理している西倉(2005)によると、デイヴィスは、フェミニストである友人に美容整形をしたいと打ち明けられたことを契機に、「規律実践としての美」は女性が埋め込まれている社会的・文化的文脈に対する検討として必要不可欠だが、女性のアクティブで理解力を備えた身体との関わりを見落としてしまうと主張し、ボルドーの過度に社会決定論的な主著を批判した。また、美容整形を選択した女性たちへのインタビューを通じて、彼女たちがどのように美容整形を最善あるいは唯一の選択とみなしていくのかを理解するために主体性に注目し、美容整形を行う女性たちを単なる「文化の愚か者」ではなく、「行為主体」として評価すべきだと指摘した。つまりデイヴィスは、女性たちの美の実践は必ずしも「美のシステム」<sup>3</sup>に一義的に規定されるわけではないと考え、女性の行為の側面を認めているのだ(Davis 1997)。なお、デイヴィスは「特定の女性にとって美容整形がどのように最善の行為であるのかを理解するのと同時に、美容整形を選択とならしめる状況的な強制を問題化することが必要である」(Davis 1995)と述べているように、「美のシステム」に注目することと女性の主体性を強調することは両立可能なものと考えている。

### 3-2. 美の実践を選択や主体性の表現とみなすことに批判的な立場

スーザン・ボルドーは、美容整形を個人の選択や主体性の表れであると強調するデイヴィスのアプローチに対して、社会的・文化的文脈で女性に身体の修正を強制する問題を見逃していると批判した。デイヴィスが個々の女性の「エンパワーメント」として美容整形を捉えるのに対して、ボルドーは「美のシステム」が女性を特定の身体標準に従わせている現実を強調し、個々の女性の視点や選択よりも、「美のシステム」のような強制的な要素に焦点を当てるべきだと指摘した(Bordo 1997)。つまり、あくまで「美のシステム」が女性の行為をどのように規定するかという社会的・文化的な統制に焦点を置いているのである。

シーラ・ジェフリーズは、美容行為は女性の個人的選択や言論空間などではなく、女性に対する抑圧の最も重要な一側面であると指摘した。ジェフリーズは、男性優位主義の根底は公私の区別であり「個人的なことは政治的なこと」であるとするラディカル・フェミニズム

---

<sup>3</sup> マクキャンネルらによると、「美のシステム」とは男性支配に関係している、女性をより「魅力的」にするための多様な文化的実践の複合体である(MacCannell & MacCannell 1987)。具体的には、男性によって女性の外見的魅力が評価されたり、メディアによるメッセージ、身体のサイズや形を整えて均一化された女性美の基準を追求する女性自身の言動などが含まれる。



の思想に基づき、美容行為は私的領域における不平等な権力関係から構築された女性の共通の経験であり、非常に政治的なものであると主張した。そして、リベラル・フェミニズムによる、公私を区別し、私的領域では政治の影響を受けずに選択を行使できるという考えや、美の実践は選択や主体性の表現になりうるという考えは、セクシュアリティや美容行為を私的なものとして脱政治化させていると批判した。また、美の実践における選択や主体性を強調するリベラル・フェミニストは「美容行為が提供する『喜び』と『パワー』の限界や、それが女性の従属的状态にどのように貢献しているか」(Jeffreys 2015=2022)を考慮しておらず、女性の性的客体化の現状を擁護していると指摘し、ある実践が女性にとって利益をもたらしているのかどうかを判断する際に、女性の個人的な感情に頼るだけでは、男性に対する女性の従属を維持している諸力を見落としてしまうと主張する (Jeffreys 2015=2022)。

高橋幸は、肌のお手入れや化粧といった日常的な美容行為による持続的幸福感や、美を追求する努力が結果に結びついた時の高揚感を認めつつも、そうした主体的で自己目的的な女磨きの成立しがたさについて論じている。高橋によると、他者の好意を得るためではなく、自分の気分を上げ自信が持てるようになるために行う自分磨きは、コントロール不可能な他者が介在しないため、その判断や評価によって裏切られるリスクを最小限にすることができる。しかし、自分磨きが外見磨きを伴う以上「完全に他者のいない世界での自己目的的な営みとしては完結し得ない」(高橋 2020)と指摘している。なぜなら、外見磨きは他者の評価を前提にして価値を持つものであり、自分の外見を魅力的だと見なす他者の視線を必要とするからだ。そして「自分のために」主体的に外見磨きをするにあたって、他者からの見た目に関する評価を完全に無視することはできず、意識せざるを得ないこと、そして自分の「女としての価値」が他者の評価に依存している状況では自己存在が不安定化し、自己評価が低下してしまうと指摘している。つまり、自分を好きになり、自信を持てるようになるための女磨きは自己目的性を高めつつも、女磨きという取り組み自体が他者による外見評価から無関心になれない状況を作り出し、自分の価値が他者の評価に左右されるという「不安定化の構造」を生み出しているという (高橋 2020)。

また、高橋は「女らしさを磨くことが楽しく、他者との豊かな人間関係を築く方法としても機能しながら、自己評価の低下を回避できるような回路」(高橋 2020)について次のような見解を示している。

近年、ポストフェミニスト女性に見られる、「女らしさ (女という記号)」もまた自分の個性を構成する一つの能力という考え方は、新しい可能性を拓くものかもしれない。……ただし、「女らしさ」が本当に「個性」の一つとして (自分においても社会においても) 受け入れられるようになるためには、性別に起因する社会的待遇の違いや社会的影響の違いについての不当感や恐怖感が薄まり、消えている必要がある……ほとんど、不可能にも思えるプロジェクトだが。(高橋 2020 : 136)

このように、高橋は美の実践における選択や主体性の限界を指摘している。また、現代の「男らしさ」や「女らしさ」といった性規範は自分磨きによって維持されている側面があり、こうした社会的状況の中で社会学ができることは、具体的にどのような「女らしさ」のセットが選取られているのかを丁寧に見続け、記述し、分析し、それが何を意味するのかを読み解いていくという、個人の経験の記述や分析だと結論づけている（高橋 2020）。

### 3-3. 主体性か構造かという二項対立的な見方を批判する立場

リン・S・チャンサーは、美の実践を女性の選択や主体性の表現として捉える立場と、女性の従属的な地位を表すものとして捉える立場との間で行われている議論の構造を、社会学における「構造」対「エイジェンシー」の問題の一つであると指摘している。チャンサーによると、フェミニズムの議論は「性差別からの自由」と「性的自由の達成」という対立を繰り返しており、「性差別からの自由」を求めるフェミニストは性差別の抑圧性を論じることが多く、社会の権力構造そのものを根本的に変えることに関心を持っている。一方「性的自由の達成」を目指すフェミニストは、男性支配社会が女性の性的欲望の表現を抑制していることを批判し、個々の実践によって権力を転覆させたり権力に抵抗したりすることを追求するという。そして、美を論じるフェミニズムでも同様の対立が発生しており、こうした二項対立的な見方は私たちが誤った問題に集中させ、フェミニスト同士の対立を煽るだけでなく、美の問題を脱政治化させ、個人の問題に矮小化させてしまうと指摘する。また、美に関する「主体性か従属か」という議論は相対的な強調点を巡る意見の相違であり、絶対的な違いではないこと、両者の立場の違いは「調停できる差異 reconcilable differences」であることを示している。そして、主体性と構造の分裂を超えて、包括的な理論的枠組みを開発する必要性を主張している（Chancer 1998）。

西倉は、ボルドーとデイヴィスの論争が「美のシステム」の社会的・文化的統制と女性の主体性を二項対立のように捉えている点で類似しており、チャンサーと同じく「社会学における『構造』対『エイジェンシー』の問題の再演」（西倉 2005）であると指摘している。また、デイヴィスは社会決定論における女性の主体性の無視や看過そのものを批判するのではなく、ボルドーの議論が具体的にどのように個別の状況に適合しないかを示すべきだったのではないかと主張している。そして、女性の行為が「美のシステム」によって一義的に決定されないことの論拠を「美のシステム」に対する主体性の優位性に求めるのではなく、特定かつ個別の状況や行為に即して検討しなければならないと提起している（西倉 2005）。

さらに西倉は、両者が女性の美の実践を最終的にはひとまとめに説明しており、個別の状況や多義性を考慮していないことを批判する。その上で、社会決定論を乗り越える新たな枠組みを提示するためには「女性の行為が『美のシステム』によって一義的には規定されない側面を、特定かつ個別の行為にそくして検討していくこと」（西倉 2005）が必要だとしている。また、西倉が女性たちの具体的な経験に着目する理由は「個人の行為や意識に先立ち、それらを条件づけるジェンダーの構造は、つねに個人の経験の応答として生きられる」

(Young 2005) からであり、美をめぐる女性たちの経験に着目し分析することの意義を強調した (西倉 2005)。

デボラ・ロードは「美容整形に賛成か反対か」「ハイヒールをやめるべきかどうか」といった、美の実践に関する個人の決定に議論の矛先を向けるのではなく、美容整形やハイヒールなどを奨励している文化そのものに目を向けるべきだと指摘した。その理由を、容姿について様々な女性が多様な受け止め方をしている現代では個人の選択を批判しても議論が噛み合わない上に、これまでフェミニストたちが彼女たちの考えに同調しない女性を糾弾しても政治的目標を達成できず、改革に向けた取り組みへの協力も十分に得られなかったからだと説明している (Rhode 2010=2012)。ロードは美容行為に対する議論について、美容手術を例に次のような説明をしている。

フェミニストがフェイスリフトを受けることが偽善的かどうかは問題ではない。問うべきは、そうした手術は十分に安全か、きちんと管理されているかである。あるいは、数千万人が基本的な医療ケアを受けられない国で、医療の最大成長分野が美容手術だという事実をどう考えるべきかを問題にしなければならないだろう。(Rhode 2010=2012 : 177-8)

また容姿や美容行為に対する捉え方が多様な中で、女性たちは「容姿は屈辱感をもたらすものではなく、喜びの源泉であるべき」(Rhode 2010=2012 : 175) という中心的価値観を共有しているとロードは指摘する。そして、そう思える社会を目指して、美容行為に対する問いかけの枠組みを見直し議論を進めるべきだとしている (Rhode 2010=2012)。

## 第4章 結論

本稿では、「フェミニズムは美の実践における女性の主体性についてどのように論じてきたか」に着目し、女性の選択や主体性を認める立場と、そうした捉え方に批判的な立場、そして主体性か構造かという二項対立的な見方を批判する立場の3つに分けて議論を整理した。デイヴィスは、美の実践は「美のシステム」によって一義的に決定されるわけではないことを示し、女性を「行為主体」として捉え、彼女たちの選択や主体性を認めるべきだと指摘した。それに対して、ボルドーは個々の女性の視点や選択よりも、「美のシステム」が女性たちを特定の美の基準に従わせているという社会的・文化的な統制に焦点を当てるべきだと反論した。また、ジェフリーズはラディカル・フェミニズムの思想を土台に、選択や主体性の強調は私的領域に存在する美の実践を脱政治化させてしまうと主張した。そして、高橋は自己目的的な女磨きであっても他者の評価を無視することはできず、そうした自分磨きは不安定化の構造を生み出していること、さらに第三波フェミニズムやポストフェミニズムが唱える「女らしさへの自由」について、女らしさが性差別から切り離され個性として認められることの難しさを指摘し、美の実践における選択や主体性の限界を示した。

そして、チャンサーは美の実践における主体性か構造かという二項対立的な見方は、フェミニスト同士の対立を煽るだけでなく美の問題を脱政治化させると批判し、両者は相対的な強調点を巡る意見の相違であり、調停可能な差異であることを主張した。また、西倉は社会決定論を乗り越える新たな枠組みを提示するためには、美を巡る女性たちの個別の経験に着目し分析することで、女性の行為が「美のシステム」によって一義的に規定されないことを検討する必要があると指摘した。そして、ロードは美の実践に関して個人の決定に議論の矛先が向けられている状況を批判し、美容行為を奨励している文化や規範に目を向け、それらをどう変えていけるかについて議論することが肝要だと主張した。

本研究の意義は、美の実践が選択や主体性の表現になりうるか否かという、これまで活発に議論されてきた観点だけでなく、そうした二項対立的な見方を批判する立場を含めて議論を整理したことであり、美を論じるフェミニズム研究に対する新たな貢献に繋がると考える。「美に賛成か反対か」という捉え方ではなく、包括的な理論的枠組みを構築すべきだという視点は美を論じるフェミニズムが前進する上で欠かせないものだろう。

多くのフェミニストたちが指摘しているように、1960年代にフェミニズムが美を論じるようになってから一定の時間が経過したにも関わらず、美や外見をめぐる女性の状況はむしろ悪化しているように見える。こうしたフェミニズムのバックラッシュとも言える社会経済的状況の背景には、グローバル資本主義下における人々の生活不安があり、そうした不安定な状況では少なくとも外見が評価されればすぐに満足感を得られるため、ダイエットやエクササイズを通じて自らの身体をコントロールすることに喜びが見出されてしまった(Chancer 1998)とする見立てもある。しかし、肝心のフェミニズムの活発な議論が社会の変革に結びついていないとは言い難く、むしろ行き詰まりを見せていると言えよう。

そんな中、社会の構造的な問題を見逃して個人の選択や主体性を強調したり、個人的なこ

と政治的なことの間で葛藤するフェミニストたちが彼女らの気持ちに折り合いをつけて問題を乗り越えようとしたりすることは、結局のところ根本的な問題解決には繋がらない。また、美に関する女性の経験が多様だからこそ、個人の経験に着目し分析することで問題解決の糸口を探すのは非常に意義深いことだが、目の前の現象をどう解釈するかだけでなく、どのように変えていくかを考えることも重要ではないだろうか。

また、フェミニズムにおける美の問題はこれまで欧米で活発に議論されてきたため、日本のフェミニズム研究者の論文でも、欧米での議論を前提に日本の課題を論じているものが多い。しかし、日本にも整形手術や摂食障害、ルッキズムなど女性の美をめぐる問題や、性規範と強固に結びついた社会規範が数多く存在する。日本における美や外見をめぐる女性の状況を改善するためには、日本独自の文化や歴史、社会経済状況に焦点を当てた上で美の実践を論じる研究がさらに求められると考えられる。

## 謝辞

本稿を執筆するにあたり、最後まで親身になって丁寧なご助言をくださった小熊英二先生に心より感謝いたします。体調を崩してから先生が決して見放すことなくサポートしてくださったおかげで書き上げることができました。3年間、授業や研究会を通じて社会学の面白さをご教授頂きましたことを、この場を借りて深く御礼申し上げます。

また、大学3年生の時から研究に関して活発な議論を行い、有用なアドバイスをくださったゼミの皆様にも心より感謝申し上げます。皆様の研究に関するアイデアやご意見から非常に多くのことを学ばせて頂きました。本当にありがとうございました。

## 参考文献

### 【論文・書籍】

- Bartky, Sandra Lee, 1990, *Femininity and Domination: Studies in the Phenomenology of Oppression*, Routledge.
- Bordo, Susan, 1993, *Unbearable Weight: Feminism, Western Culture, and the Body*, University of California Press.
- Bordo, Susan, 1997, *Twilight Zone: The Hidden Life of Cultural Image from Plato to O. J.*, University of California Press.
- Chancer, Lynn S., 1998, *Reconcilable Differences: Confronting Beauty, Pornography, and the Future of Feminism*, University of California Press.
- Chapkis, Wendy, 1986, *Beauty Secrets: Women and the Politics of Appearance*, South End Press.
- Davis, Kathy, 1995, *Reshaping the Female Body: The Dilemma of Cosmetic Surgery*, Routledge.
- Davis, Kathy, 1997, "Embody-ing Theory: Beyond Modernist and Postmodernist Reading of the Body," Davis, Kathy ed., *Embodied Practices: Feminist Perspectives on the Body*, Sage, 1-23.
- Jeffreys, Sheila, 2015, *Beauty and Misogyny: Harmful Cultural Practices in the West*, Second Edition, Routledge.(=2022, GC ジャパン翻訳グループ訳『美とミソジニー：美容行為の政治学』慶應義塾大学出版会)
- MacCannell, Dean and Juliet Flower MacCannell, 1987, "The Beauty System," in Armstrong, Nancy and Leonard Tennenhouse eds., *The Ideology of Conduct: Essays on Literature and the History of Sexuality*, Methuen, 206-238.
- Rhode, Deborah L., 2010, *The Beauty Bias: The Injustice of Appearance in Life and Law*, Oxford University Press. (=2012, 栗原泉訳『キレイならいいのかービューティ・バイアス』亜紀書房)
- 高橋幸, 2020, 『フェミニズムはもういない、と彼女は言うけれどーポストフェミニズムと「女らしさ」のゆくえ』晃洋書房
- 田中東子, 2012, 『メディア文化とジェンダーの政治学：第三波フェミニズムの視点から』世界思想社.
- 西倉実季, 2005, 「美を論じるフェミニズムの課題 ―二元論的思考を超えて―」『F-GENS ジャーナル : Frontiers of Gender Studies』4:61-67.
- Wolf, Naomi, 1991, *The Beauty Myth*, John Brockman Associates, Inc. (=1994, 曾田和子訳『女たちの見えない敵 美の陰謀』TBS ブリタニカ)
- Young, Iris Marion, 2005, *On Female Body Experience: Throwing like a Girl and Other Essays*, Oxford University Press.

【ウェブサイト】

海老鴻子, 2022, 「セミナー『〈ルッキズム〉: 女性美をめぐる理論と表象から』, お茶の水女子大学 ジェンダー研究所ホームページ, (2023年1月21日取得, <https://www2.igs.ocha.ac.jp/igs-reports/2022/03/20220322-2/>)

ELLE, 2017, “エマ・ワトソン騒動が教えてくれた「ファッションはフェミニズム」”, ELLE, (2023年12月15日取得, <https://www.elle.com/jp/culture/a235413/cfe-fashion-is-feminism-to-emma-watson-haters170308/>)